

〈研究ノート〉

介護福祉士養成の現状と 教育課題に関する研究

—介護福祉士養成施設協会『創立30周年記念誌
介護福祉士養成の歩み』からの検討—

牛 田 篤

要旨

本研究は、介護福祉士養成の現状と教育課題を明確にするため、介護福祉士養成施設協会『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』について検討した。本研究の目的は、文献検討によって、介護福祉士養成の現状と教育課題を考察することである。本結果では、創設20周年から30周年の10年間において、介護福祉士養成の歩みは、介護福祉士養成の在り方や、目指す方向性として、時代のニーズに対応できるように、専門性の向上や高い専門職を目指した歩みがあった。カリキュラム見直しに関する検討、(仮称)管理介護福祉士構想の検討、国家試験化への対応といったことが挙げられる。一方、近年の介護福祉士養成施設の実態では、急速な外国人留学生の増加に伴い、外国人留学生の不合格者の割合の高さや教育実態、国家資格一元化度重なる延期、今後の養成教育の在り方や目指す方向性として、近年の動向は求められる介護福祉士像の実現とは乖離する活動が生じていた。本検討からは、介護福祉士養成では、外国人留学生の合格率の低さ、その改善に重点が当たっている傾向が明らかになった。

キーワード: 介護福祉士養成教育 介護福祉士養成施設協会 (仮称)管理介護福祉士
外国人留学生の合格率 国家試験一元化 求められる介護福祉士像

I 研究の背景と目的

2022年6月13日、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、介養協）¹は、2021年度に法人設立30周年を迎え、創立20周年記念誌の続編として、『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』²を発刊した。この10年間において、厚生労働省の資料「福祉・介護人材の確保に向けた取組について」（2018）³では、日本における介護人材の不足という深刻な課題について、1. 介護人材の状況、2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策、3. 介護分野における外国人の受入れ、4. 介護人材の機能分化と介護福祉士への期待という観点から報告している。一方、介護現場では、多様な介護人材の構造となり、介護福祉士と介護職が、言葉としても仕事内容に関しても、十分に整理することなく混在する実態がある。その構造の中で、介護福祉士は介護職の中核的存在や、リーダー的存在としての実践力が期待されている。

前述の動向から、第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において2018（平成30）年2月15日の介護福祉士課程のカリキュラム改正について、チームマネジメントや、リーダーシップ、フォローシップ等を養成し、教育するといった案が検討された。その後、介護福祉士養成では4年制大学から2019年度以降段階的に導入されている。2019年度より順次導入された介護福祉士養成課程のカリキュラム改正では、①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上、5つが大きな柱となった。そこで、本研究の目的は、介護福祉士養成教育の現状に関して、介護福祉士養成施設協会の『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』について文献検討し、教育課題を抽出することである。

本研究では、介護福祉士と介護職の用語を区別して使用する。介護福祉

士の専門性は、図1の通りである。そして、日本介護福祉士会では、図2の通り、介護福祉士であれば獲得していること、介護職であれば獲得していることには差異があることを明示している。⁴



図1 日本介護福祉士会の示す介護福祉士の専門性

出典：日本介護福祉士会ホームページより引用 2021年8月15日
<http://www.jaccw.or.jp/fukushishi/senmon.php>

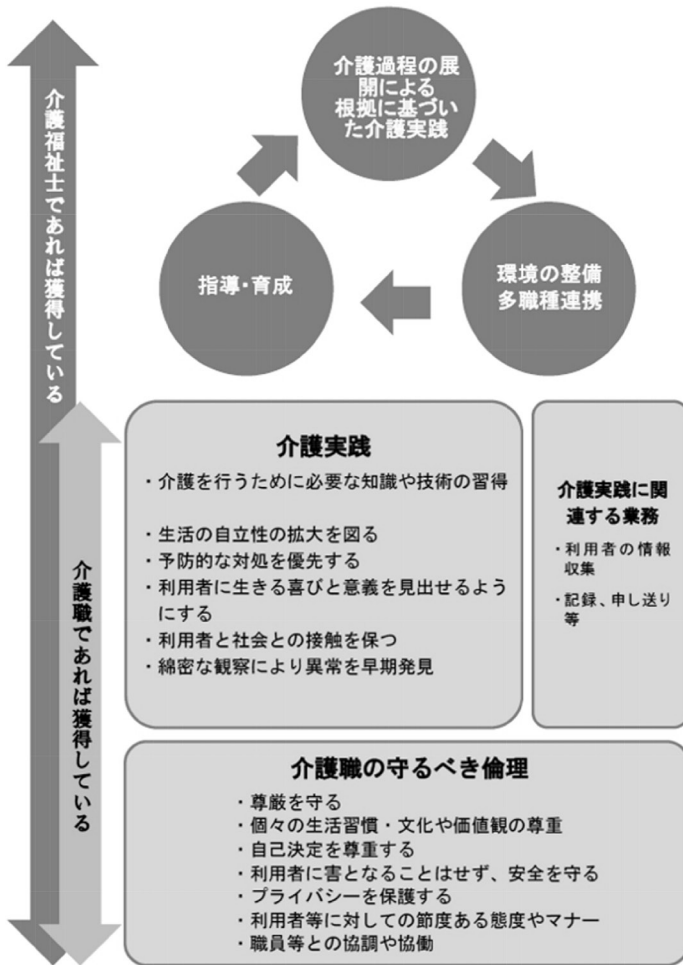


図2 日本介護福祉士会の示す介護福祉士と介護職との獲得の差異

出典：日本介護福祉士会ホームページより引用 2021年8月15日

<http://www.jaccw.or.jp/fukushishi/senmon.php>

Ⅱ 研究の方法

1) 対象

本研究では、『創立 30 周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』について分析対象とする。

2) 調査方法

1) 調査手順

- (1) 『創立 30 周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』に関して、発刊にあたって、発刊によせての内容、各章や節、項に該当するタイトルから検討する。
- (2) 『創立 30 周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』に関して、各章や節、項に該当する内容について整理する。
- (3) (1) から (2) の手順を行い、その結果を検討することによって、本研究における分析対象について文献検討を行う。
- (4) また (3) に該当する資料に関しても検討した結果から、質的に分析しながら、介護福祉士養成の現状と教育課題を考察する。

3) 調査実施期間

2022 年 6 月 13 日～ 2022 年 6 月 29 日

4) 調査内容

介護福祉士養成に関して、介護福祉士養成施設協会の『創立 30 周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』を文献検討し、現状と教育課題を抽出するために調査する。

5) 倫理的配慮

本研究は、人を対象とした研究でなく、人を対象とした臨床研究におけ

る倫理的配慮は必要としない。本研究は、文献検討しながら、質的に分析し、考察するため、倫理審査委員会の承認を得た後、研究を開始する研究ではない。

6) 分析方法

本研究では、対象となった書籍について文献検討し、質的に分析を行う。

Ⅲ 結果

本結果から、はじめに表1の通り4名から発刊について、各自の立場から記載されていた。澤田豊は、発刊にあたって公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の会長という立場から、1988年4月わが国で初めて開校した24校25学から、今日に至るまでの協会の歩みに触れている。1989年4月に任意団体、そして1991年に社団法人となり、2014年には公益社団法人に移行したことを述べている。さらに協会の事業活動について、教科書作成に係る問題や、国家試験受験の義務化などを大きな課題として捉えていた。また日本における介護人材の課題について触れながら、2021年から始まった第8期介護保険制度の改正における「自立支援、重度化の防止」「科学的介護」を取り上げて、養成教育そのものの抜本的な見直しと改革の必要性について述べていた。

次に、山本麻里は、発刊によせて日本の少子高齢化に伴う介護を取り巻く状況に触れながら、介護を必要とする方の命、生活を守る専門職として、高い専門性を有する介護福祉士の養成・確保が喫緊の課題と述べている。その中で、在留資格「介護」のことや、外国人留学生を含めて、全ての養成施設の学生が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士として活躍することを願い、期待する内容を述べていた。

そして、清家篤は、発刊によせて日本の1970年に高齢化率7%を迎え

た後、1994年には14%となった急速な高齢化と社会の福祉ニーズの多様化、社会福祉士及び介護福祉士法の誕生と改正、医療的ケアについて述べている。その中で、認知症や医療的なニーズをあわせもつ高齢者の増加、介護ニーズも多様化し、介護分野を中心に福祉人材の質と量という観点から、介護福祉士の養成に関する期待を述べていた。

最後に、及川ゆりこは、発刊によせて少子高齢社会、介護人材の慢性的な不足、外国人介護人材を含めた多様な介護人材の介護福祉への参入、介護ニーズの多様化などに触れて、介護現場のリーダー的役割として、介護福祉士の存在を述べている。その際、養成施設での学びや、実践事例の検証を含めた研究活動が必要不可欠であり、実践者と研究者が手を取り合うことの必要性の例として、卒業生の支援、介護ロボット、ICTの開発などについて述べていた。

また、各章、節、項に該当する内容については、表2、表3、表4の通りであった。1部の概要では、介護福祉士養成のあり方検討委員会による管理介護福祉士（仮称）構想をはじめ、新カリキュラムの導入、国家試験化への対応、さらに補助事業についてなど11項目取り上げていた。一方、11項目において質的側面の検討や内容ばかりではなく、新型コロナウイルス感染症の対応、増加傾向にある外国人留学生受け入れ対応などに関して、介護福祉士養成施設を取り巻く状況は、課題が山積していることを述べていた。

次に、介護福祉士養成のあり方検討委員会については、2007年以降の介護を取り巻く状況の変化と介養協の活動について、「介護福祉士養成のあり方検討委員会の発足」によって、2025年度に向けた介護人材の質と量の確保として、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護福祉士の専門性の高度化が重要な課題となった。その中で、（仮称）管理介護福祉士の職務と職業能力、養成教育のあり方、職業能力の枠組みと領域などが検討された内容がまとめられていた。

まんじゅう型から富士山型⁵へでは、2015年から社会保障審議会福祉部

会・福祉人材確保専門委員会がすそ野を拡げる（参入促進）、道を作る、長く歩み続ける（労働環境・処遇の改善）、山を高くする、標高を高める（質の向上）という観点から、「総合的な人材確保策」の目指す姿として、潜在介護福祉士に触れながら、介護職についての人材は、年齢、性別、養成ルート、実務経験ルートなど、多種多様なルートによる検討が行なわれた。その中で、具体的に介護職の処遇改善、労働環境の改善が議論され、介護福祉士のキャリアアップを目指す環境作りとして、2015年12月に認定介護福祉士認証・認定機構が設立し、600時間の認定介護福祉士研修が開始された。その際、600時間の受講時間を確保することは、簡単ではないという声があることが述べられていた。

そして、新カリキュラム導入への対応では、表5について、教育法の手引きが検討された。さらに、介護福祉士養成課程のカリキュラム改正に対応した介護教員講習会の教育内容等についても検討された内容がまとめられていた。しかし、2019年時点では、新型コロナウイルスの感染拡大は想定外であり、遠隔による介護教員講習会の開催について検討はされていなかった。新カリキュラムの見直しに向けて、介護福祉士養成課程における習得度評価基準の策定等に関する調査研究事業について、概要がまとめられているが、ここでは介護福祉士養成施設における増加する外国人留学生受け入れの構造や実態、2013年、2014年に具体的に検討された管理介護福祉士（仮称）との関連性を想定した記述はなかった。介護福祉士養成課程における介護を実践するための基礎的能力、7つのコンピテンシーと24の具体的能力という観点を検討されており、高度な専門性を持つ介護福祉士養成を目指すことが前提として全てが述べられていた。

また、介護福祉士養成の専門性の向上に向けた取り組みでは、2013年11月25日の第1回から最終回2017年12月1日までに計9回の会議が開催されていた。その際、検討会に課題を提言するための作業部会を設けて、2013年8月23日に第1回を開催し、最終回2018年3月9日までに、

計 31 回の会議が開催された。年度により異なるが、検討会委員は、25 名程度から構成し、作業部会の委員は 22 名程度であった。その中で、介護福祉士養成のあり方検討会と（仮称）管理介護福祉士構想について検討がなされていた。しかし、専門性を高めるための資格や教育内容について、当時は養成施設ルート、福祉系高校ルート、実務経験ルートの三つがあり、それぞれに教育時間が異なることは、当時からの課題とされていた。実務経験ルートは、介護福祉士実務者研修が開始される前であったことから、長期の教育や訓練がなくても国家資格取得が可能であった。だからこそ、専門職は、長期の訓練と教育を通して、高度に体系化及び理論化された知識と技術を身につけたものであると述べられていた。さらに、専門職業資格は、専門的な知識や技術の習得に加えて、国家試験等による国家資格取得といった教育資格が前提とも述べている。そして、介護福祉士の専門性の向上には、その教育レベルは、高等教育に位置づけられるべきであると論じられている。「介護福祉士を専門職として定義するには高等教育を受けた者を教育資格とすべきである。国は三つの資格取得ルートにすべて国家資格の受験を義務付けることが資格取得の一元化であるとするが、教育資格の一元化こそが介護福祉士を専門職のレベルに到達させる最も重要な要件であり、世界の職業教育（VET）がそれを示している」と明示されていた。一方、前述を前提として、（仮称）管理介護福祉士の検討や準備が進む必要があったといえるが、その後の動向としてあるべき姿とは逆行するように、今日では准介護福祉士という存在が出てくることになることは、1 部を通して全く触れられていなかった。

一方、独自教科書作成とその後の問題では、介護福祉士養成施設協会の独自教科書作成のねらいと、編集や発行に至るまでのコンプライアンス委員会の設置、テキスト問題特別委員会の設置、テキスト販売検討・促進特別委員会の設置、テキスト出版に関する損害賠償請求訴訟の対応がまとめられていた。独自教科書作成を通して、問題が生じたのみであり、介護福

祉士養成施設における教育の質の向上や、在学生などの量の確保に寄与する内容は述べられていなかった。

また公益法人化については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正、それに伴う介護福祉士養成施設協会の対応等が述べられていた。

そして補助事業の意義とその実施状況については、2015年から2021年までの厚生労働省等の補助金事業が行われていた。介護福祉士養成施設協会は、教科書作成問題の影響も一つの要因となり、介養協年間予算激減について対応する状況となっていた。その内容と見直しされた結果がまとめられていた。20周年から30周年の10年間において、次第に、介護福祉士養成施設協会における介護福祉士養成の価値について向上に寄与する取り組みは、十分に述べられていなかった。

そして国家試験化への対応について、介護福祉士養成施設の国家試験導入の経緯、厚生労働省「今後の介護人材の養成の在り方に関する検討会」と国家試験の延期、介護福祉士実務者研修の時間数と内容、印刷教材による600時間の自宅学習や通信教育による600時間の養成課程の検討、6日間のスクリーングの検討、受講生の負担を理由とした600時間から450時間に変更する検討の経緯がまとめられていた。一方、介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、1650時間から1800時間、医療的ケアの導入に伴い、さらに1800時間から1850時間へと教育の量を増やすことを検討し、実施がなされてきた。結果的に2011年から国家試験化の議論は、度々の延期となり、その理由が述べられていたが、介護福祉士養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートの三つは、同じ介護福祉士取得に関して、教育課程を検討し、国家試験の一元化、介護福祉士の将来展望、質という観点からは、不十分な点が幾つもあることが述べられていた。その1つが介護福祉士実務者研修600時間の議論から450時間に減った実態であった。

しかし、介護福祉士養成施設に関しても、今日まで一貫して質の向上、国家試験の一元化を目指したわけではないことが明記されていた。2017年9月から在留資格「介護」が創設され、外国人留学生受け入れを積極的に行う養成施設もでてきた。その後、東アジアの国々の外国人留学生が年々急増した。その際、外国人留学生の国家試験の合格率が低いため、国家試験の一元化が厳しい状況となり、介護福祉士養成施設協会は、当該経過措置について延期されるように、2019年3月に厚生労働省に要望されたと明記されていた。その後、さらなる経過措置の検討となり、外国人留学生に関する国家試験の実態から、4度目の国家試験の延期となった(2022年度以降も、2026年度まで延期)。本来、国家試験の一元化が、なぜ必要であったか、過去の様々な検討を介護福祉士養成施設協会として取り組んだか、その点は特に厚生労働省に要望する際、慎重に検討された記述はなかった。3度目の延期が決まった際、様々な議論の末、2021年までの経過措置終了後からは国家試験の開始となることで、他の医療・保健・福祉に関する国家資格と同様となるはずだった。多様な介護福祉士受験ルートにおいて国家試験を一元化することで、専門職としての質の向上を図る議論は、度重なる延期となった。よって、外国人留学生の国家資格合格率の向上に向けた取り組みが、介護福祉士養成施設協会の役割と課題となっていることがうかがえる動向となった。

前述の状況の中で、2020年から新型コロナウイルス感染症の影響とその対応について、介護福祉士養成施設協会では、全国教員研修会や各ブロックの活動、介護教員講習会のオンライン教育が実施されたこと、その対応と課題が述べられていた。さらに、2020年、2021年のコロナ渦における調査研究事業教育における課題について記載されていた。

最後に、在留資格「介護」と外国人留学生受け入れへの対応について、前述でも触れたように、外国人留学生の増加と、その影響、日本語教育と日本語学校との連携、国家試験に関することが述べられていた。また、外

国人介護職について、EPA（経済連携協定）による受け入れ、在留資格「介護」、技能実習制度による受け入れ、特定技能による受け入れがまとめられていた。介護福祉士養成施設協会は、国家試験に関する動向について「国家試験に不合格でも卒業後5年間継続して介護職に従事することで介護福祉士が取得できるようになった」「ここ数年の国家試験合格率70%（現場経験/実務者研修の受験生も含む）を超えていて、そのうち養成校卒業の日本人学生は90%以上の合格だが、留学生は40%に届いていない結果となっている」とし、受験環境の改善としてルビ付きの問題を選ぶことができるようになったことや、試験時間数もEPA候補者と同じ条件を得ることになったことを述べていた。外国人留学生の増加に伴う国家試験合格に向けた対応、外国人留学生への日本語教育を重視することが度々検討されてきたこと、それらは、介護福祉士養成施設協会として重視していることが述べていた。しかし、国家試験一元化に向けた10年間の歩みを踏まえて、今後の介護福祉士養成施設協会の運営として（仮称）管理介護福祉士の構築に向けた準備、日本介護福祉士会との連携や、認定介護福祉士との関連性、介護福祉士のグランドデザインに関することが、記載されることなく、1部の協会の活動と介護福祉教育の動向を終えていた。

また、「2.各ブロック活動の概況」では、各ブロックの2012年から2021年の活動が報告されていた。ここでの共通点は、各ブロックの中で、近畿ブロックのみ、微増する年度はあるが、全ての介護福祉士養成施設の動向として、2012年度と2021年度を比較すると、表6の通り、学校数、学科数、定員数が減少していた。近畿ブロックに関しては、2020年度と2021年度を比較した際、学科、定員において増加となっていた。近畿ブロックのみ新設する状況があった。

そして、第2部特別企画では、1.寄稿として管理介護福祉士について、黒澤貞夫（群馬医療福祉大学大学院 特任教授）が必要性と、その際に何が重要であるかという観点から、生活支援の思想、人間理解と人間関係、

高い倫理性、保健医療サービス等多職種連携、それらに伴うチームマネジメントの理論と実践などを述べていた。

次に、座談会では、介護福祉士養成施設その未来への提言について、介護福祉士養成施設卒業生の言葉をまとめていた。7名の卒業生に対して、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長 井上芳雄の司会により開催されていた。複数のテーマに対して、卒業生の言葉をまとめた内容ではあった。その中で、司会の井之上は、介護福祉士養成施設協会の留學生委員会の委員長としての取り組みや現状について述べられていた。

最後に、第3部 資料編として、1. 介護統計資料、2. 協会関係資料、3. 年表がまとめられていた。介護統計資料では、養成施設・入学定員の推移、養成施設の定員充足の推移、外国人留學生入学者の推移、卒業生の進路について、介護福祉士受験者・合格者の推移、EPA（経済連携協定）に基づく受け入れに係る国家試験合格者・合格率の推移、表7の通り介護福祉士養成施設に係る国家試験合格者・合格率の推移が示されていた。

また協会関係資料では、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会定款、歴代役員の名簿、常設委員会名簿、日本介護福祉教育学会会則、学会誌『介護福祉教育』の発刊経過が示されていた。

そして、年表では、総会・理事会の概要、全国教員研修会の概要、常設委員会の開催概要、日本介護福祉教育学会の大会開催概要、日本介護福祉教育学会の大会参加者、会員数が示されていた。

表1 『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』
発刊にあたって及び発刊によせてリスト⁶

筆者	社会的な役割や役職
澤田 豊	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 会長
山本 麻里	厚生労働省社会・援護 局長
清家 篤	社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長
及川ゆりこ	公益社団法人日本介護福祉士会 会長

表2 『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』における第1部のタイトル⁸

第1部 介護福祉士養成 この10年のあゆみ
1. 協会の活動と介護福祉教育の動き
概要
01 介護福祉士養成のあり方検討委員会について 平成19年以降の介護を取り巻く状況の変化と介養協の活動
02 まんじゅう型から富士山型へ
03 新カリキュラム導入への対応
04 介護福祉士養成の専門性の向上に向けた取り組み 介護福祉士養成のあり方検討会と（仮称）管理介護福祉士構想
05 独自教科書作成とその後の問題
06 公益法人化について
07 補助事業の意義とその実施状況
08 介養協年間予算激減とその対応について
09 国家試験化への対応
10 新型コロナウイルス感染症の影響とその対応について
11 在留資格「介護」と外国人留学生受け入れへの対応
2. 各ブロック活動の概況
01 北海道ブロック
02 東北ブロック
03 関東甲信越ブロック
04 東海北陸ブロック
05 近畿ブロック
06 中国四国ブロック
07 九州ブロック

表3 『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』における第2部のタイトル⁸

第2部 特別企画
1. 寄稿 管理介護福祉士について
2. 座談会 介護福祉士養成施設その未来への提言 ～介護福祉士養成施設卒業生の言葉より～

介護福祉士養成の現状と教育課題に関する研究

表4 『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』における第3部のタイトル⁹

第3部 資料編 1. 介護統計資料 2. 協会関係資料 3. 年表
--

表5 介護福祉士養成課程カリキュラム改正に伴う求められる介護福祉士像10項目+高い倫理性の保持¹⁰

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する 2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる 3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる 4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる 5. QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる 6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる 7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する 8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる 9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる 10. 介護職の中で中核的な役割を担う + 高い倫理性の保持

表6 2012年と2021年における各ブロックの養成施設数の動向¹¹

	北海道	東北	関東甲信越	東海北陸	近畿	中国・四国	九州
学校数	22→14校	7→30校	118→102校	49→33校	51→49校	51→48校	49→44校
学科数	29→15学科	38→30学科	133→103学科	51→33学科	57→50学科	53→50学科	55→46学科
定員	1369→640名	1823→1115名	6363→4220名	2329→1489名	2596→2142名	2470→1846名	2207→1588名
主な活動	教員研修会	教員研修会	教員研修会	教員研修会	教員研修会	教員研修会	教員研修会

表7 介護福祉士養成施設に係る国家試験合格者・合格率の推移¹²

		2018年	2019年	2020年	2021年
全体	受験者数(人)	6238	5698	5270	5273
	合格者数(人)	5507	4928	4500	4209
	合格率(%)	88.3	86.5	85.4	79.8
上記のうち 留学生	受験者数(人)	137	362	757	1353
	合格者数(人)	52	97	297	514
	合格率(%)	38	26.8	39.2	38

IV 考察

本結果から、介護福祉士養成の歩みについて、介護福祉士養成施設に所属する教育研究者や、様々な分野の教育研究者などによって構成された各種検討部会が構成され、度々検討されていた。そこでは、介護福祉士養成について、時代のニーズに応じた介護福祉士の在り方、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴うカリキュラムの見直しや教育方法を検討し、高い専門職を目指す質の向上に向けた取り組みがなされていた。その際、検討部会の目的に応じて、質または量の観点から議論や検討がなされていた。管理介護福祉士（仮称）の検討や、介護福祉養成課程のカリキュラム改正に関しては、質の向上や目指す方向性の観点から十分に検討された状況があった。一方、介護福祉養成施設においては、専門学校、短期大学、4年制大学、それらを取り巻く状況を踏まえて、どのような対応が必要であるか、できるか、その観点においては、十分な議論や検討がなされていなかったと考える。そのため、新カリキュラムの見直しと管理介護福祉士（仮称）の関連性、日本介護福祉士会等の団体との調整による社会的な位置づけの検討、介護福祉士養成施設を卒業後のキャリア形成として認定介護福祉士の受講への道筋の整理は、十分な検討がなされた記述はなかったといえる。

本文献検討の結果からは、在留資格「介護」が開始されて以降、介護福

福祉士養成施設の在學生は、年々変化が生じ、国家試験の合格状況から外国人留学生を学生の大半で占める実態がでてきた。介護福祉士養成施設協会の運営は、各介護福祉士養成施設が加入し、今後の活動として何を指すのか、あり方そのものが変化してきたと考える。介護福祉養成課程のカリキュラム改正、それに伴う教育方法の検討から、理想的な内容は示されていた。一方、今後の課題は、実際にその理想を現実の教育実践とし、教育効果の検証、教育改善につなげる状況になっているかは、今後の課題であるとする。今後も喫緊の課題として外国人留学生のさらなる増加、その外国人留学生の日本語能力の実態に対して、その改善を目指すことが介護福祉士養成の目指す方向性であるならば、他の専門職と同じようには社会的な評価を受けることは難しいと考える。

本研究からは、外国人留学生受け入れの実態に対する教育環境、条件整備が不十分なままに、日本人と同じ程度の合格率まで行かなければ、介護福祉士国家試験一元化を延期したことは、再検討が必要であるとする。そして、介護福祉士養成の現状と教育課題は、外国人留学生の介護福祉士合格率の低さに重点を置き、その改善に向けた活動に力が向いている傾向があることかと考える。現状の介護福祉士取得では、多様なルートが存在している。その中で、介護福祉士養成施設が担うべき重要な点は、今後、求められる介護福祉士像を教育研究、実践の場につなぐことであり、介護現場の中核を担う存在を養成することが重要である。そのためにカリキュラム、教育方法等を検討し、他の医療・保健・福祉分野の研究、教育、実践からも学びながら、介護福祉士を高い専門職となるように活動を積み重ねることが、今後の介護福祉養成の歩みとして必要であるとする。

日本は、多様な介護人材の確保として、在留資格「介護」という仕組みが開始された。しかし、外国人介護従事者として日本で過ごす場合、在留資格「特定技能」という仕組みもあり、日本語能力や技能水準に応じて、特定技能1号、さらに特定技能2号という選択肢も存在する。その間に、

在留資格「介護」を国家試験に合格し、介護福祉士を取得するということも可能である。介護福祉士養成は、国家試験一元化になっても、外国人留学生が日本で生活することができなくなるわけではなく、介護福祉の現場で活躍できる場がある。雇用の場としても安定した医療法人や社会福祉法人は複数存在している。あくまでも、在留資格「介護」というルートは、一つの手段であり、そのルートにおける外国人留学生の日本語能力や、介護福祉士合格率を理由として、介護福祉士養成教育の目指す方向性、専門職としてのあり方を、過去に度々議論し、検討したことが置き去りになることは課題であるといえる。

また（仮称）管理介護福祉士に関して、4年制大学では社会福祉士養成課程のカリキュラムの見直し対応もあり、介護福祉士と社会福祉士の2資格取得を目指す学生にとっては、要件となる科目について、各大学で全ての時間割を4年間の在学期間中に調整し、現実的に開講と履修することは容易ではないと考える。さらに、（仮称）管理介護福祉士に関して、卒業後の想定、雇用に関することについては、十分な検討がなされていないと考える。認定介護福祉士や認定社会福祉士の動向から想定できることとして、（仮称）管理介護福祉士として卒業した後、介護福祉士との処遇や業務内容の差について、雇用する場に一定以上の理解と環境が必要である。本研究における課題からは、介護福祉士の国家試験一元化はできる限り早く必要なことであり、外国人留学生の合格率を理由とした延期を継続することは、介護福祉士養成施設のあり方の2極化が深刻な状態となると考える。高い専門職として介護福祉士を捉えて、現在の求められる介護福祉士像を実現するために、介護現場の中核的存在、チームマネジメント能力などを養成教育することを重視する介護福祉士養成施設では、介護福祉士養成施設協会の現状には理解を示すことができず、次々と脱退し、次の10年後を振り返った際、介護福祉士養成の歩みは、2極化が深刻化した状況と、その要因と課題をまとめることが懸念される。

よって、各介護福祉士養成施設、所属する教員は、国家試験一元化の議論や検討の歩みを理解し、介護福祉士の質、高い専門職としての社会的な存在となるためにも、養成教育を通して、多様な介護職の中核的役割という観点から、①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上を、どの程度習得できているか、多角的に研究、教育、実践の循環から検討し続ける必要がある。

また、介護福祉士養成は、国家試験を合格させるためのみに焦点の当たる教育の場ではなく、先々の将来を考える機会として様々な経験を積む場である必要があると考える。前述の観点に加えて、求められる介護福祉士像 10 項目及び高い倫理の保持との関連性を具体的に身につけていくことを、キャリアという観点から検討することも必要であろう。介護福祉士は、介護福祉士養成施設での様々な学びの経験を通して、(仮称)管理介護福祉士や、認定介護福祉士との関連性、そこで必要とされている能力、社会的な役割に近づくためにも重要であり、介護福祉士のキャリアデザインとして乖離がなく、介護福祉士養成施設の存在意義になると考える。

V 結論

本研究からは、近年の介護福祉士養成施設は、外国人留学生の介護福祉士合格率の低さに課題を置き、その改善に向けた教育を重視していることが明らかになった。一方、介護福祉士国家資格の取得ルートは、現在、介護福祉士養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルート、EPA ルートの 4 つが存在する。他の医療・保健・福祉に関する国家資格と同様、先々は多様なルートを全て介護福祉士養成施設ルートにまとめるのであるならば、外国人留学生の合格率に関しては急務であるといえる。また、外国人

留学生が介護職として働きたい場合、特定技能という選択肢も存在するため、国家試験一元化の延期理由にすることは、今後の介護福祉士養成のあり方として課題であると考える。

さらに、本研究から、介護福祉士の専門性と養成の歩みを根拠とした際、介護福祉士実務者研修は、本来 600 時間で開催される必要があったと考ええる。現在、1850 時間の介護福祉士養成施設ルートと、実務経験ルート 450 時間の教育時間数を比較した際、介護福祉士実務者研修 450 時間のカリキュラムにおいて、介護過程の展開に関する教育内容が、今後の求められる介護福祉士像の実現に向けて妥当であるかは、教育課程の観点と同時に、講師要件も含めて再検討が必要であるといえよう。実務経験ルートの教員要件を検討する上では、介護福祉士養成施設における教員要件についても、全国の介護教員講習会の開催方法など、整合性の観点から再検討が必要であると考える。

よって、複数のルートから取得できる介護福祉士については、様々な課題が山積しているため、一つひとつについて、研究、教育、実践を通して検証が今後も継続的に必要である。しかし、どのようなルートであっても、同じ介護福祉士である以上、国家試験一元化が重要である。そして、介護福祉士の今後のあり方については、今日までの介護福祉士養成協会の活動から、教科書問題も含めて振り返り、どのような活動をすることがよいか、20 周年記念誌との比較からも、再検討する必要があると考える。

介護福祉士養成は、時代のニーズに応えるため、時間数を増やししながら教育課程の質についても検討されてきた。今後、社会福祉士及び介護福祉士法が改正された際は、介護福祉士養成課程について、カリキュラムを丁寧に見直し、時代のニーズに応じた専門職の養成を行うために、様々な委員による部会で検討が必要であると考える。その際、求められている介護福祉士 10 項目 + 高い倫理性の保持についても、再検討することが必要であると考える。多様化する介護福祉実践の中で、様々なニーズを抱えた利用

者やその家族に対して、生活を支援する専門職を養成ために、今後も介護福祉士養成が歩み続ける必要があると考える。

最後に本研究は文献及び資料からの検討であり、日本介護福祉士養成施設協会、各介護福祉士養成施設や、関連する各種団体の人物等にヒヤリング調査を実施していない点、加えて第3部資料編における全ての資料分析までは触れていない点がある。それら、前述の点は本研究の限界点であり、今後の課題である。

【注】

- 1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（通称：介養協）<https://kaiyokyo.net/index.php> 2022年9月30日閲覧。
- 2 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』2022年6月
- 3 厚生労働省『福祉・介護人材の確保に向けた取組について』厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 2018年9月6日 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000363270.pdf>)
- 4 日本介護福祉士会の示す図2については、全ての介護福祉士が十分に獲得しているかは検証が必要である。その理由として、介護福祉士の資格取得ルートは多様であり、介護過程の展開に基づく根拠ある介護実践に関しては、特に獲得している知識と能力に格差があると、筆者は介護福祉士基本研修の講師を複数回担う中で捉えている。
- 5 厚生労働省は、「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて」（平成27年2月25日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会）に対する見解において、「2025年に向けた介護人材の確保」では、介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示している。これは、これまでの介護人材の構造は、「まんじゅう型」であると捉え、「富士山型」へと転換を図ることが必要とした内容である。そのために「すそ野を広げる」「道を作る」「長く歩み続ける」「山を高くする」「標高を定める」など対象とする人材のセグメントに応じたきめ細やかな方策が必要であるとしている。
- 6 筆者作成。
- 7 筆者作成。
- 8 筆者作成。

- 9 筆者作成。
- 10 出典 厚生労働省『介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて』2017年10月4日報告書に基づき筆者作成。
- 11 筆者作成。
- 12 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』2022年6月。3部資料編を筆者一部加筆して作成。

【引用参考文献】

- 1) 厚生労働省『介護福祉士の養成カリキュラム等について』第7回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 2016年11月14日参考資料1
(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000142797.pdf)
- 2) 厚生労働省『介護人材における介護福祉士の役割に係る意見書』第7回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 2016年11月14日参考資料2（公益社団法人日本介護福祉士会 会長 石本淳也）
(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000142798.pdf)
- 3) 公益社団法人日本介護福祉士会（2016）『介護福祉士基本研修テキスト』中央法規
- 4) 厚生労働省『求められる役割に適切に対応できる介護福祉士の育成方策』第11回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 2017年9月26日石本委員提出資料（公益社団法人日本介護福祉士会 会長 石本淳也委員）
(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000178750.pdf)
- 5) 厚生労働省『介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて』社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 2017年10月4日報告書
(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000179735.pdf)
- 6) 厚生労働省『福祉・介護人材の確保に向けた取組について』厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 2018年9月6日
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000363270.pdf>)
- 7) 厚生労働省『介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて』第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 2018年2月15日
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000345245.pdf>)
- 8) 認定介護福祉士認証・認定機構『認定介護福祉士 研修認証基準』

介護福祉士養成の現状と教育課題に関する研究

- (http://www.nintei-kaishi.or.jp/files/training/kenshuninshokijun_20190326.pdf)
- 9) 厚生労働省『介護分野の現状等について』2019年3月18日報告書
(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000179735.pdf)
- 10) 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会「介護福祉士の教育内容の見直しを踏まえた教授方法等に関する調査研究事業 報告書」2019年3月
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525759.pdf>)
- 11) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会『創立30周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』2022年6月

※『『同朋福祉』に関する内規』により「研究ノート」として査読済み」

(本学准教授：介護概論)